

件 名	亀山市消防団条例の一部を改正する条例	消 防 本 部 消 防 総 務 室
-----	--------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が制定され、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずることとされました。

このことから、消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を次のように改定します。 <第14条、別表第2関係>

【現行】

区分	金額
水火災	1回につき4,100円
訓練	1回につき4,100円
警戒	1回につき4,100円

【改正後】

区分	金額
水火災その他の災害に出動した場合	1回につき5,000円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合	1回につき4,000円
訓練に参加した場合	1回につき4,000円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）を行った場合	1回につき4,000円
研修及び会議に出席した場合	1回につき3,000円

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

亀山市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 18 号

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

亀山市消防団条例（平成 17 年亀山市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「団員が水火災、警戒又は訓練の職務に従事した場合においては」を「団員には」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 14 条関係）

区分	金額
水火災その他の災害に出動した場合	1 回につき 5,000 円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合	1 回につき 4,000 円
訓練に出動した場合	1 回につき 4,000 円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）を行った場合	1 回につき 4,000 円
研修及び会議に出席した場合	1 回につき 3,000 円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。